

[事案 24-190] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

思っていた契約内容とは異なっていたこと等を理由に、契約の無効、および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月、入院医療保険に契約したが、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約内容について、①満期があり満期保険金がもらえる、②契約者貸付が受けられる、③死亡保障が受けられる、と思っていたが実際には違った。(主張 1)
- (2) 申込書のサインが自分のものと違う。(主張 2)

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約が満期がなく満期保険金もないこと、解約払戻金がなく契約者貸付が受けられないこと、死亡保障がないことについて、契約の際、説明を受けて理解していた。
- (2) 本契約の申込書の署名は、申立人によりなされたものであり、仮に申立人自身によるものでなくとも、申立人の意思にもとづいてなされたものであることは明らかである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

主張 1 は、要素の錯誤（民法 95 条）により本契約の無効を主張するものと判断する。主張 2 は、契約の不成立（自分は保険契約の申込みはしていない）を主張するものと判断する。

2. 主張 1 について、契約の申込時において、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできない。錯誤に陥っていたとしても、以下の理由により、重大な過失が存在したと言わざるを得ないことから、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。

- (1) 契約の際に、申立人が募集人に対し、満期保険金や契約者貸付の必要性について全く申し出ていなかった点では、両者の供述内容が一致している。
- (2) 募集時に申立人に交付されたと推認できる「提案書」には、「死亡時の給付、解約・減額時の払戻金はありません」との記載があり、パンフレットにも同趣旨の記載が存在する。また、同「提案書」および同パンフレットには、「入院医療保険」で支払われる給付金として、災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・入院時手術給付

金が挙げられているだけで、死亡保険金（給付金）・満期保険金は挙げられていない。

- (3) 「注意喚起情報」には、「この保険には死亡保障や解約払戻金はありません」と太文字で記載されている。
 - (4) 申込書裏面の契約内容には、「入院医療保険<124日型>（主契約）」との記載があるのみである。
3. 主張2について、以下の理由により、申込書の署名が申立人自身によるものかどうかにかかわらず（署名の代行も認められている）、本契約が成立していることに疑う余地はない。
- (1) 申立人は、申込書の署名が自分のものではないと主張するが、事情聴取において、申込書の名前のフリガナは自分の字ではないが、漢字は自分の字のような気もすると述べている。
 - (2) 申立人は、告知の際、診査医による診査を受けている。
 - (3) 申立人は、平成19年1月と平成20年10月の2回にわたり、本契約にもとづく給付金を請求している。給付金の請求は、契約の成立を前提とした行動にほかならない。